

明治大学体育会アメリカンフットボール部 OBOG 会 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、明治大学体育会アメリカンフットボール部 OBOG 会と称する。以下本 OBOG 会という。

(事務局)

第 2 条 本 OBOG 会の事務局は、東京都練馬区石神井台 5-9-13 川部修典内に置く。

(目的)

第 3 条 本 OBOG 会は、以下に掲げる活動を行うことを目的とする。

- (1) 明治大学体育会アメリカンフットボール部活動に対する全面的支援
- (2) 会員相互の親睦及び交流

第 2 章 会員

(種別及び資格)

第 4 条 本 OBOG 会の会員は次の 2 種とする。

(1) 正会員

明治大学在学中に同校体育会アメリカンフットボール部に在籍し、かつ卒業した者とする。

(2) 賛助会員

本 OBOG 会の活動に賛助しようとする個人又は団体が役員会において承認されたもの。

(入会)

第 5 条 会員の資格は、明治大学体育会アメリカンフットボール部を卒業と同時に取得する。

(会員資格の喪失)

第 6 条 会員資格の喪失は次のとおり定める。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、または失跡したとき。
- (3) 除名になったとき。
- (4) 原則として会費を継続して 3 年以上納めないとき。

(退会)

第 7 条 会員は、退会届を会長に提出して任意に退会することができる。ただし、当該年度の会費の減額又は免除はしないものとする。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において正会員の3分の2以上の議決により、その会員を除名することが出来る。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)本OBOG会の会則に違反したとき。

(2)本OBOG会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第9条 会員がすでに納入した会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 会費

(会費)

第10条 年会費は1口(くち)5千円とし、年代別に口数を次の通り定めることとする。

二十歳代:1口5千円以上、三十歳代:2口1万円以上、四十歳以上:3口1万5千円以上、六十五歳以上:2口1万円以上。

(会費の納入)

第11条 納入期日は、毎年4月末日までとする。

第4章 資産及び会計

(資産の構成)

第12条 本OBOG会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)財産目録記載の資産

(2)会費

(3)活動に伴う収入

(4)資産から生ずる収入

(5)寄付金品

(6)その他の収入

(資産の管理)

第13条 本OBOG会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを決定する。

(経費の支弁)

第14条 本OBOG会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第15条 本OBOG会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1ヶ年とする。

(資産管理の委任)

第 16 条 会長は、現金の出納及び資産の管理を会計担当幹事に委任することができる。

(会計事務)

第 17 条 本OBOG会の会計事務はすべて会計担当幹事が行い、現金出納帳を備えて整理する。

(決算)

第 18 条 本OBOG会の決算は、規約第 17 条に定めた会計年度経過後 3 ヶ月以内に役員会の承認を経た後、総会の承認を得るものとする。

第 5 章 役員

(役員の種類及び定数)

第 19 条 本会は、次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名～3 名
- (3) 総務幹事 1 名、総務副幹事 若干名
- (4) 広報渉外幹事 1 名、広報渉外副幹事 若干名
- (5) 会計幹事 1 名、会計副幹事 若干名
- (6) 事務局幹事 1 名、事務局副幹事 若干名
- (7) 学年幹事 各学年より 1 名
- (8) 監事 2 名

(役員を選任)

第 20 条 1. 役員は、総会において、会員の中から選任する。
2. 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員任期)

第 21 条 1. 役員任期は、2 回目の総会とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会長)

第 22 条 1. 会長は、本OBOG会を代表し、会務を統括する。
2. 会長は、すべての会の議長となる。
3. 会長の選出は、役員会において行い、総会にて承認を得る。

(副会長)

第 23 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(学年幹事)

第 24 条 学年幹事は、本OBOG会活動内容等について、同学年内の会員に報告しなければならない。

(監事)

第 25 条 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本OBOG会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

第 6 章 会議

(会議の種別)

- 第 26 条 1. 本OBOG会の会議は、総会及び役員会の二種とする。
2. 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
 3. 役員会は、定時役員会及び臨時役員会とする。

(会議の構成)

- 第 27 条 1. 総会は、本OBOG会の最高の意志決定機関であって正会員をもって構成する。
2. 役員会は、役員をもって構成する。

(会議の権能)

- 第 28 条 1. 総会は、本規約に定めるもののほか次の事項を議決する。
- (1) 本OBOG会の運営に関する重要な事項
2. 役員会は、本規約に定めるもののほか次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

- 第 29 条 1. 定時総会は、毎年 4 月に 1 回開催する。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。
- (3) 監事が、民法第 59 条第 4 号の規程に基づいて召集するとき。

3. 役員会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 定例役員会は、年に少なくとも 3 回開催する。
- (2) 臨時役員会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の 4 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき。

(会議の招集)

第 30 条 1. 会議は、前条第 2 項第 3 号を除いて会長が招集する。

2. 会長は、前条第 2 項第 2 号の場合には、請求のあった日から 14 日以内に臨時総会を、前条第 3 項第 2 号の場合には、請求のあった日から 14 日以内に役員会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面より、開催の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(会議の議長)

第 31 条 総会及び役員会の議長は、会長又はその指名によるものがこれにあたる。

(会議の定足数)

第 32 条 会議は、総会においては正会員、役員会においては理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第 33 条 1. 総会の議事は、本規約に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。総会において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

2. 役員会の議事は、出席した役員員の過半数の同意をもって決する。

(会議の議決権)

第 34 条 会議の議決権は、その年度の会費納入をもって、会員に与えられるものとする。

(会議における書面表決等)

第 35 条 止むを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は役員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第 36 条 1. 会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は役員員の現在数

(3) 会議に出席した正会員の数又は役員の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する結果

2.議事録には、議長及び出席した正会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において正会員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第38条 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本OBOG会の解散のときに有する財産は、総会において正会員の3分の2以上の議決を得て、明治大学体育会アメリカンフットボール部に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本OBOG会の事務局には、規約、会員名簿、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他の必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

附則

1.この規約は、2323年4月1日から施行する。